

1・3 国際会計基準(IFRS)

当協会は、IFRS 勉強会（2010 年 5 月に設置）において、国際会計基準審議会（IASB）が公表している会計基準のうち、国内に取り込まれた場合に海運業界への影響が大きいものを取り上げ、既存の会計実務に対する影響の検討を行うとともに、内外の関係者と協調しつつ、関係方面への意見反映や国内関係者への情報提供に努めている。

わが国の会計基準に関しては、企業会計基準委員会（ASBJ）が、同会内部に設置されている「リース専門委員会」の議論および関係業界を対象に行われた非公式のヒアリングを踏まえ、2019 年 3 月 25 日に公表した「今後の計画」にて「リースに関する会計基準」について国内基準の見直しに係る検討に着手するとの方針を示した（詳細は『船協海運年報 2018』「1・3 国際会計基準（IFRS）」参照）。その後、同専門委員会は、現行基準で資産・負債が認識されているファイナンス・リースのみならず、全てのリースについての資産・負債を認識する方向で検討を進め、2023 年 5 月 2 日には新リース会計基準の草案を公表していた。

1・3・1 リース会計基準の見直し

1. ASBJ における検討状況と当協会の対応

ASBJ は、定期用船契約（T/C：Time Charter Contract）を含むサービス契約も論点の一つとして検討を進めることとし、この一環として、2019 年 6 月 10 日に「リース会計専門委員会」の会合を開催、当協会を対象に参考人聴取を実施した。当協会は IFRS 勉強会を中心に対応し、「T/C は船舶の貸借ではなく、船主（貸手）が船舶管理（船員手配、船舶修繕、船体保険の付保）された船舶を用いて、顧客に対して輸送サービスを提供しているものであり、リースではない。」という考え方を柱として、様々な機会を捉えて T/C に関する当協会の考え方を ASBJ に理解を求めてきた。

2. 新リース会計基準の公表

ASBJ は、2024 年 9 月 13 日、新リース会計基準を公表。2023 年 5 月に公表していた草案同様、「T/C はリースを含むと解釈され得るため、IFRS リース基準と異なる取扱いとはしない」旨の内容が盛り込まれたことから、上場会社は 2027 年度よりリース資産・負債については原則すべてをオンバラで計上することが義務化されることとなった。

3. 新リース会計基準の公表を踏まえた当協会の対応

当協会は新基準の公表を受けて、専門家（有限責任監査法人トーマツ・デロイト、トーマツ税理士法人）に新基準および海運実務への影響（何がどう変わって、どのような対応が求められるのか）などについて解説してもらう会員向け説明会を 2025 年 1 月 28 日に実施した。説明会には会員各社から 140 名以上の参加があり、新基準を主に会計・税務面を中心として実務に照らした様々な質問が専門家に寄せられた。なお、新リース会計基準の公表に際して、令和 7 年度税制改正大綱では海運税制に関連する記述は見ら

れなかったことから現時点では同税制への利用に特段影響がないことが見込まれている。

当協会は引き続き会員各社が新基準に円滑に対処できるよう、専門家の支援も受けつつ対応していく。